

分野別計画

共通章 協働によるまちづくりと
健全で効率的な行財政運営の推進



タウンミーティング

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第1節 協働によるまちづくり

章	節	施策	施策の名称
0	- 1	- 1	市民参加と協働の推進

施策の指標

項 目	現状値 (H21 年度)	目標年	目標値
情報の共有が十分であるとする市民の割合 (%)	25.4	H27 年度	50.0

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地方分権が進展する中で、市民に身近な行政を担う基礎自治体として、自主性や自律性を高め、本市にふさわしいまちづくりを進めていくことが求められています。このためには、市民と市が自治体を取り巻く状況や課題について共通の認識を持ち、まちづくりに向けて互いに役割と責任を担うことが必要となります。

本市では、意見公募手続、各種審議会等の委員の公募、市民意見箱の設置やタウンミーティングを実施し、市政への市民参加とともに行政運営の透明性の向上に努めてきました。今後も、住みよい魅力あふれるまちを築くため、積極的な情報の公開とともに、市民の意思を市政に反映していくことが更に求められます。

また、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化し、公共サービスに対する市民ニーズも複雑化・多様化しています。

少子高齢化の進展により、社会保障関係経費の増加、労働力人口の減少、地域社会や世帯構成の変化などが見込まれ、公共サービスも少なからず影響を受けるものと懸念されています。また、これまで個人や家庭において対応してきた子育てや介護、地域における防犯や防災などの課題にも公共サービスによる対応が求められるようになっていきます。しかし、国・地方を通じた厳しい財政状況により、従来のように行政のみが公共サービスを提供することが困難になっています。

一方で、生活水準の向上に伴い、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向も強まっています。地域におけるボランティア活動に参加することに生きがいを見いだしたり、公益的活動や行政活動にも高い関心を示す人々も増えています。本市では、平成21年に川越市協働指針を策定し、公益的活動に対する助成や市と市民活動団体が協働で公共サービスを実施してきました。

また、住みよい魅力あふれるまちを築くため、地域住民が主体となったまちづくりに向けて、地域内分権(*1)も視野に入れた新たな地域づくりのしくみが求められます。

施策の推進

1 市民参加のしくみづくり

- ① 住民自治の拡充や市政への市民参加を推進するため、自治基本条例(*2)や住民投票条例の制定を目指します。
- ② 市政への市民参加を更に進めるため、意見公募手続、各種審議会等の委員公募などについて充実を図るとともに、市政モニター制度など新たなしくみづくりについて検討します。

2 情報の共有化

- ① 市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報を分かりやすく積極的に提供するように努めます。
- ② 市民意見箱、市民意識調査、市政懇談会、タウンミーティング等に加え、事業単位でのアンケート調査の実施などにより、市民ニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。

3 行政の透明性の向上

- ① 行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。
- ② 公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。

4 協働のしくみづくり

- ① 協働を全庁的に推進していくため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。
- ② 協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。
- ③ 市民、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。
- ④ 地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、地域内分権も視野に入れた新たなしくみづくりを検討します。(第6章第1節施策1「地域コミュニティ活動の推進」参照)

【指標解説】

- 情報の共有が十分であるとする市民の割合：市民アンケート調査において、市の行政に関する情報提供について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 地域内分権：行政が住民に予算や権限を移譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むことです。
- *2 自治基本条例：地方自治体における行財政運営の全般について理念や基本原則を定める条例のことです。

第2節 行財政改革の強力な推進

施策の指標

(年度又は年度末の値)

地方自治体を取り巻く状況は、地方分権一括法などによる地方分権改革や、三位一体改革などにより大きく変化しました。このような中、本市は平成 15 年に中核市へ移行し、住民に身近なところで多くの行政サービスを提供できるようになるなど、自主性・自律性が大きく向上しました。しかし、今日の低迷する経済情勢により、歳入の根幹となる市税収入が伸び悩み、財政状況は厳しいものとなっています。一方で、少子高齢化の進行や情報化の進展などにより多様化する行政課題や、新たな市民ニーズに的確に対応することが求められています。そのためには、限られた経営資源を最も有効に活用する都市経営の視点から、本市が有する人材や公有財産、財源などの最適な活用を図ることが重要となります。

本市では、コスト削減の観点から指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入を進めてきました。また、組織体制を係制からグループ制へ変更し、より効果的、効率的に業務執行できる体制を整備しました。平成21年度から、財政収支見通しを基に、歳入・歳出における対応策を盛り込んだ中期財政計画を策定しています。

今後は、住みよい魅力的なまちづくりを推進していくために、自立した地方自治体が自己決定と自己責任の原則のもとに、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の視点に立った行財政運営に努め、限られた財源や組織を有効に活用するシステムの構築が必要となります。

施策の推進

1 地方分権の推進

- ① 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市として更に権限の拡大を図ります。
- ② 地方分権の推進及び行財政基盤の強化を図り、自立した持続可能な都市を目指すため、近隣自治体との合併について政令指定都市への移行の可能性も含め調査・研究を進めます。

2 将来に向けた中期財政計画の策定

- ① 健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期財政計画を策定し、状況の変化に対応した見直しを行います。

3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

- ① 計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。
- ② 各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるような評価システムを導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。
- ③ 行政サービスを効率的・効果的に提供するため、事業目的や効果を常に検証するとともに、市民等の意見を踏まえて事業を見直し、人材や財源などの経営資源の有効活用を図ります。
- ④ 経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策の推進を図ります。
- ⑤ 市政運営に経営的視点を取り入れるため、外部の有識者等の意見を聴くしくみを導入します。

4 民間の経営手法の活用

- ① 事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。

5 人材育成の推進

- ① 人材育成基本方針に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の確立と連携により、人材育成に努めます。

6 行政サービスの向上

- ① 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実努めます。
- ② 行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。

【用語解説】

- *1 PFI手法：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

章	節	施策	施策の名称
0	- 2	- 2	効率的な社会資本整備の推進

現状と課題

本市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、下水道など、さまざまな社会資本を整備してきました。

その多くは、昭和40年代から50年代半ばにかけて人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景となっています。学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から20年の間に更新の時期を迎えます。

これらの社会資本については、今後適切な維持管理を行って施設の延命化や更新費用の抑制に努めていくことが重要な課題となっています。また、効率的な行財政運営という観点からも、これらの社会資本が有効に機能できるよう、総合的かつ長期的視野で計画的な整備を推進していく必要があります。

昭和47年の建設から38年が経過している本庁舎は、老朽化の進行とともに耐震性に課題を抱えています。また、平成15年には東庁舎を建設しましたが、事務の拡大等による狭あい化が深刻な課題となっています。今後、本庁舎について、社会状況の変化を踏まえつつ、積極的に検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。

土地等の公有財産については、経営的視点に立った計画的かつ効率的な利用を図る必要があります。平成19年に「川越市公有地利活用指針」を策定し、公有地の利活用に関する基本方針を明確にしました。平成21年には、「指針」の実効性を高めるため、「川越市公有地利活用計画」を策定し、計画的な利活用に取り組んでいます。

施策の推進

1 社会資本マネジメントの推進

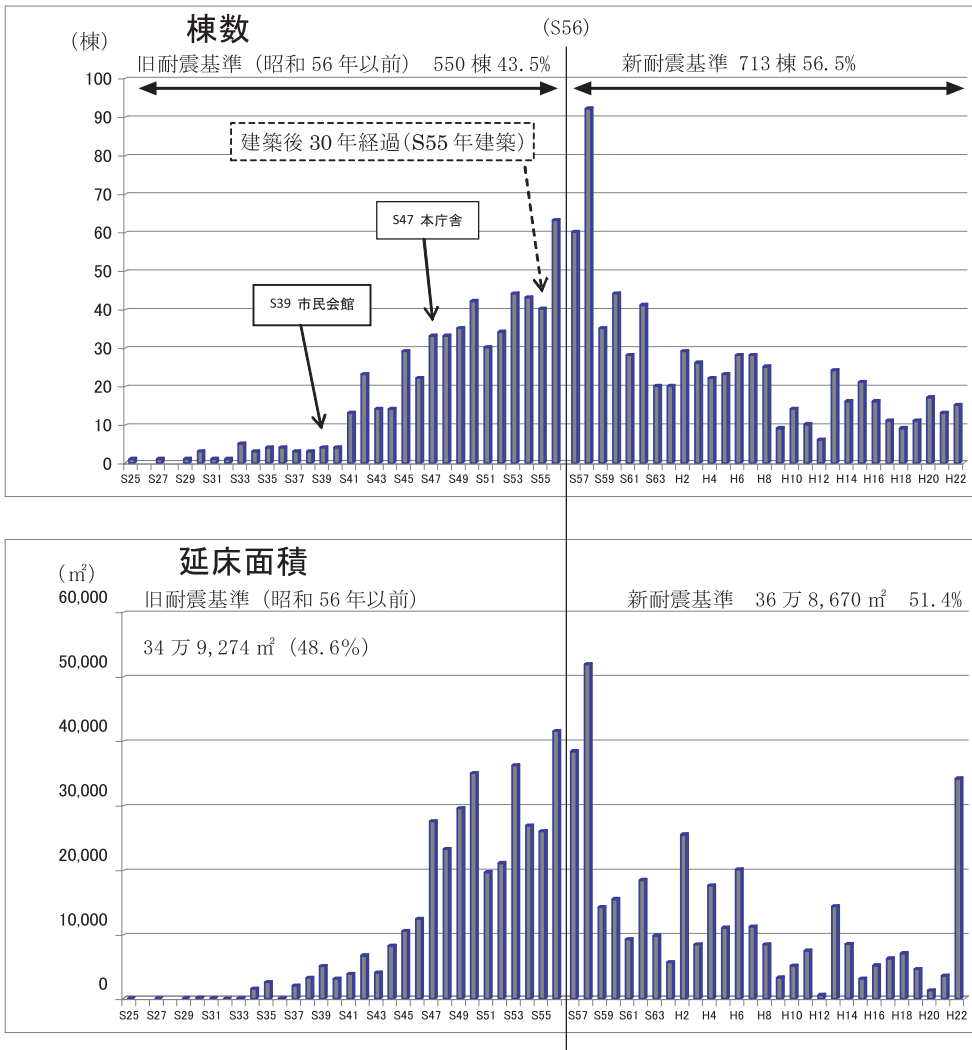
- ① 効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。
- ② 社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用したPFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。
- ③ 市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。

2 庁舎等の整備

- ① 老朽化、狭あい化が進む本庁舎について、耐震改修を含め計画的に整備を進めます。
- ② 市民が利用しやすい市役所・出張所とするため、施設の整備を検討します。
- ③ 大東地区に地域の拠点となる機能を備えた「(仮称)大東市民センター」を建設します。

公共施設等の建築状況(昭和25年～平成22年9月) 61年間

※平成22年9月現在、財産台帳に登録されている1,263物件(建築年不明のものを除く)
主な建物・・・小・中学校、保育園、公民館、市営住宅、本庁舎、文化会館等



共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

章	節	施策	施策の名称
0	- 2	- 3	財源の確保

現状と課題

低迷する経済の先行きが不透明なことから、歳入においては、確保できる財源が大幅に変動することが予想され、長期的には少子高齢化による就労人口の減少などにより、構造的な財源不足が生じる可能性があります。一方、歳出においては、高齢化の進展により、社会保障関係経費の確実な伸びが見込まれ、道路など社会資本整備に充てる財源の確保が困難な状況になることが予測されます。

本市の財政状況も、歳入の根幹をなす市税収入が平成20年度には減少に転じ、一般財源の総額は減少しています。また、歳出については、人件費、物件費などは減少したものの、義務的経費である扶助費や公債費の増加により、経常的経費が増加しています。その結果、平成20年度には経常収支比率が90%を超えることとなり、本市の財政構造の硬直化は着実に進み、憂慮すべき状況と言わざるを得ません。

このような財政状況のもと、将来にわたって各種の施策を計画的に展開していくためには、引き続き行財政改革を強力に推進していくとともに、限られた財源の中での事業の重点化・効率化を図っていくことが必要です。

また、課税客体の的確な把握、収入率の向上、受益者負担(*1)の適正化を進めるとともに、公有財産の利活用や広告事業への取組などにより自主財源の確保に努め、安定した財政基盤を確立することが重要な課題となっています。

施策の推進

1 積極的な財源の確保

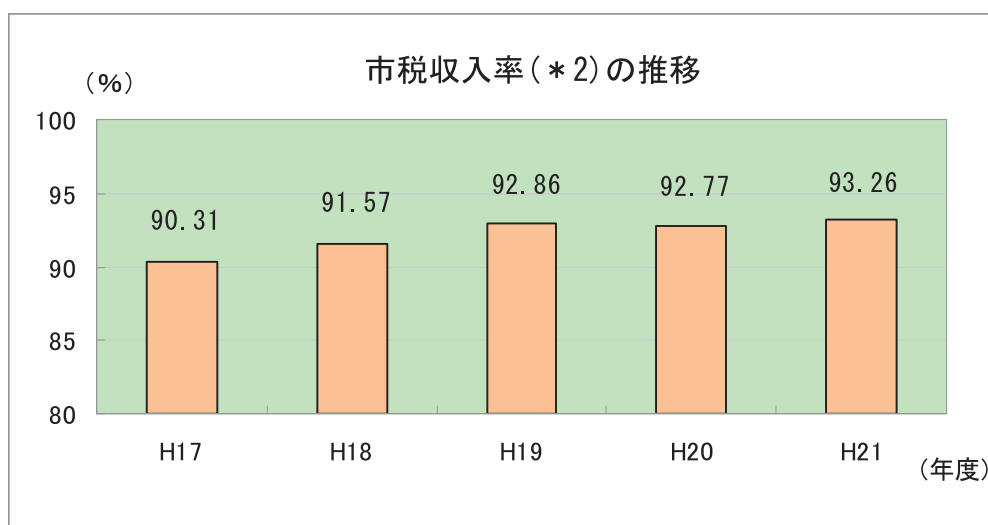
- ① 厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて、適切な特定財源の確保に努めます。
- ② 新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。

2 収入率の向上対策

- ① 市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組織の強化に努めます。

3 受益者負担の適正化

- ① 受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。



【用語解説】

- *1 受益者負担：公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。
- *2 市税収入率：市税の収入済額を調定額で除したものです。

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

章	節	施策	施策の名称
0	-	2 - 4	電子市役所の推進

施策の指標

項 目	現状値 (H21 年度)	目標年	目標値
電子的な申請等が可能な手続数（件）	45	H27 年度	100
ホームページアクセス件数（万件）	128	H27 年度	200

（年度又は年度末の値）

現状と課題

インターネットに代表される I C T の急速な進歩と普及は、市民生活や事業活動そして行政サービスの在り方に大きな変化をもたらしています。

情報通信ネットワークの基盤が整備され、さまざまな分野で情報化が進展したことにより、市民がインターネットを通じて、必要な情報を容易に取得、活用することや、行政サービスを受けることが可能となりました。しかし、その一方で、新たなネットワーク犯罪やコンピュータウィルス、情報漏えいなどが大きな社会問題となっています。

本市では、行政サービスのオンライン化を推進するため、電子申請システムの充実を図り、申請・届出可能な手続の数を段階的に拡大してきました。平成 20 年度には公共施設予約システムを導入し、平成 22 年度にはエルタックス（地方税ポータルシステム）を利用したインターネットによる地方税の電子申告等を開始しました。

また、市民と市との双方向の情報の流通を促進するため、ホームページで提供する情報の充実や広範囲な市民意見等の募集を進めるとともに、情報バリアフリーに配慮したホームページの作成を進めてきました。

事務の電子化については、段階的に地図情報システムの構築を進めるとともに、電子入札や課税など各種業務システムの充実を図ってきました。

今後、更なる行政サービスの向上を図るためには、市民の視点に立ち、市民の利便性をより重視した行政サービスのオンライン化を推進するとともに、市民が安心して行政サービスを利用できるよう、情報セキュリティ対策（※1）を強化していくことが重要です。

また、健全で効率的な行財政運営を実現するためには、既存の業務の在り方に固執することなく、費用対効果を十分考慮した事務の電子化を推進することが必要です。

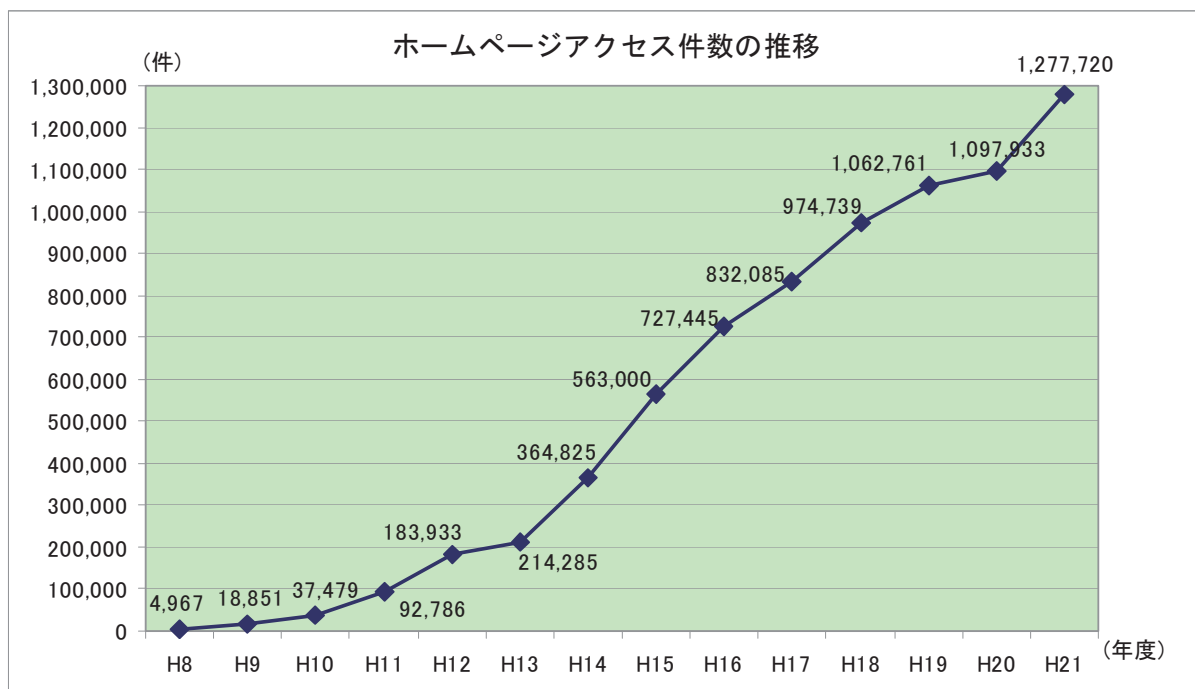
施策の推進

1 行政サービスのオンライン化の推進

- ① インターネットを経由して申請や届出ができるよう、電子申請システムで取り扱う手続を段階的に増やすとともに、電子的な手数料の納付などについて検討を進め、既に運用しているシステムの利便性の向上を図ります。
- ② ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。
- ③ 誰もが使いやすいホームページの充実に努めます。
- ④ インターネットを用いた行政サービスを、誰もが安心して受けられるように、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策の更なる充実を図ります。

2 事務の電子化の推進

- ① 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁・管理の検討を行います。また、各種業務システムの充実を図ります。
- ② 事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。



【用語解説】

- *1 **情報セキュリティ対策**：情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの脅威から守ることを言います。

第3節 広域行政の推進

施策の指標

(年度又は年度末の値)

現状と課題

また、他の業務核都市との更なる連携を図りながら、自律性の高い地域として、個性的で魅力ある都市を形成していく必要があります。

施策の推進

1 関係市町の連携強化

- ① より効率的で効果的な広域行政の推進を目指し、関係市町との交流を深め、連携強化に努めます。また、地方分権の進展を踏まえ広域行政の更なる活用について検討します。

2 レインボープランの推進

- ① 公共施設の相互利用など広域的に対応することが望ましい事務事業の更なる拡大や充実を図るなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。

3 業務核都市としての機能の推進

- ① 業務核都市基本構想に基づき、埼玉県及び関係市とともに、地域の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを推進します。

【用語解説】

- *1 **埼玉県川越都市圏まちづくり協議会**：通勤・通学や商圈など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会です。川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の4市3町で構成されています。
- *2 **埼玉県西部第一広域行政推進協議会**：昭和45年10月に任意の協議会として設立され、昭和56年には地方自治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、「第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画」に基づき各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。なお、平成20年度末で国の広域行政圏施策が廃止となり、本協議会においても今後の協議会の在り方について検討が進められています。
- *3 **第5次首都圏基本計画**：国土庁(現：国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。計画期間は平成11年～平成27年の17年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核都市に位置付けられています。
- *4 **業務核都市**：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市です。